

令和 2 年 第 7 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 2 年 4 月 1 6 日（木）午前 1 0 時 3 0 分

場 所：第一委員会室

教育長	千	葉	孝
教育長職務代理者	蓮	沼	秋
委員	石	井	治
委員	庭	野	和
委員	古	卷	勲

事務局	教育推進課長	飯	田	常	雄
	学務課長	甲	斐	豊	明
	指導室長兼教育研究所長	近	津		勉
	学校施設課長	石	塚		修
	統括指導主事	百	々	和	世
	統括指導主事	千	葉	一	知

書記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	杉	浦	佳	之
	同 主査	志	村	一	彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午前１０時３０分 ただいまから、令和２年第７回教育委員会定例会を開催いたします。 日程第１、署名委員を決定いたします。石井委員と古巻委員にお願いをいたします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 審査の進め方でありますけれども、第２６号議案及び第２７号議案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴うものでありますので、一括して審査をいたします。 それでは、第２６号議案、江戸川区立学校の休業日の特例に関する規則の制定について及び第２７号議案、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）対策による臨時休業に伴う１学期の授業日及び教育課程の取扱いについてを議題とします。事務局からそれぞれ説明をお願いいたします。
飯田教育推進課長	では、初めに私のほうから第２６号議案につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元に資料が２種お渡しさせていただいているかと思いますが、縦書きの資料と、その次に横書きの資料をつけさせていただいておりますが、先に順番逆になりますけれども、横書きの資料、一番上に江戸川区立学校の管理運営に関する規則と書いてある資料をご覧ください。 こちらの資料で、規則におきまして、第三条の二、こちらをご覧くださいますと、小中学校の休業日を規定している規則になってございます。第１項の第１号につきまして、夏季休業日ということで７月２１日から８月２４日までを夏季休業日としてこの規則において定めているものでございます。 今回、新型コロナウイルス感染症の関係で、現在、５月６日まで臨時休業とさせていただいてございます。これに伴いまして、授業日数が不足することから、この夏季休業日を変更するというのが今回の趣旨でございます。授業日数の話につきましては、後ほど、指導室長のほうからお話をさせていただきますので、まず私のほうからこの規則につきましてご案内させていただきますが、この管理運営規則につきまして夏季休業日をご覧いただいたとおり定めておりますけれども、今回の夏季休業日の変更はあくまで臨時的なものとしてやらせていただきたいと考えてございます。 そこで１枚目にお配りしました縦書きの資料でございますけれども、江戸川区立学校の休業日の特例に関する規則、こちらを新たに制定させていただきます、今回だけの夏季休業日の取り扱いの変更をさせていただくというものでございます。

	読み上げさせていただきますと、江戸川区立学校の管理運営に関する規則第3条の2、第1項第1号の規定にかかわらず、令和2年度に限り、江戸川区立小学校及び中学校の夏季休業日は8月8日から8月24日までとする。こういった形での改正といいますか、新しい規則の制定による特例的な取扱いでございます。付則にございますように、この規則につきましては公布の日から施行ということにさせていただきたいというものでございます。 第26号議案については以上でございます。
教 育 長	続いて、第27号議案につきまして、指導室長お願いいたします。
近津指導室長	それでは、私から第27号議案につきまして、1学期の授業日及び教育課程の取り扱いについてご説明いたします。 資料をご覧くださいと思います。ただいま26号議案につきましてご説明がありましたけれども、この26号議案につきましてご承認いただいた後、各学校に、臨時休業に伴う夏季休業日の短縮及び教育課程の取扱いについてという形で通知をしたいと思っております。 記書き以下でございますが、一番の1学期の授業日につきましては、授業再開日より8月7日までとするということでございます。1学期の終業式及び夏季休業日につきましては終業式が8月7日、夏季休業日が8月8日から8月24日までということでございます。追加された分の授業日における出席の取扱いでございますが、通常の授業日と同様に扱うということでございます。この間、約4月1日から5月6日まで約19日程度、授業日が減じられてございます。この8月7日まで授業を行うことで、約12日間程度、授業日を回復することができますので、そういった形で取り扱いたいというふうに考えてございます。なお、今後の状況によってはまた検討する必要があるかと思いますが、現時点で教育課程の取扱いとしてこのような形で決めさせていただき、追ってまた教育課程編成上の留意点や行事の精選等については、各学校に通知をしたいと考えてございます。 私のほうから以上でございます。
教 育 長	ありがとうございます。 ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ありましたら、よろしくお願いいたします。
庭 野 委 員	今のご提案、もっともなことだと思います。各学校、空調設備も整ってお

	りますので、夏場になっても大丈夫ということもあります。保護者の方も授業日については非常に心配されておりますので、こういった処置は大切なというふうに思います。
教 育 長	ありがとうございます。
蓮 沼 委 員	この件に関して、都のほうから通知、文書みたいなものがあるのか、あるいは、近隣区も含めて他区の情報とか状況とか今の時点で何かわかっているのかどうか、教えていただければと思います。
指 導 室 長	夏季休業日の縮減につきまして、あるいは授業、1学期の延長等につきまして、都教委のほうから特段の通知は届いておりません。近隣区でございますが、やはり同様に検討している区があるというふうには聞いております。
古 巻 委 員	ずっと子どもたちが家にいるということで、学校としての対策はある程度ベースがあるのか、指導的なことをこちらのほうから伝えているのか、各学校で進捗状況をピックアップして見るようなことは特にはしておりませんか。
指 導 室 長	この臨時休業の間ですけれども、各学校につきましては、ホームページ等で保護者に情報提供すること、また、各ご家庭に対して学校から定期的に電話連絡等をしてお子様の状況について確認することということについては全校の学校で対応をしております。 例えば、学習課題等をホームページ等に上げて通知をするということについては、それぞれ学校の、それまでの学習の進捗状況等もございましたので、内容については各学校で若干のばらつきはありますけれども、基本的には全校同じような対応はしていただいているものというふうに理解はしております。
古 巻 委 員	大きなラグはないということですね。
指 導 室 長	はい。また、こちらといたしましても、各学校のホームページ等を確認するなどして、学校の取組みについてはおおむね確認しております。その中で、やはり若干取組みに差があるようなところにつきましては、ご連絡を差し上げている状況でございます。

古 巻 委 員	というのは、学校のほうでいくらきちんと管理をして子どもたちの様子を見ていても、学校以外でその子どもたちの例えば親戚の人が来たとか、あるいは、どこかで陰性だったのが陽性になったとか、そういう思わぬクラスターにまでいかなくても広がりを見せる可能性というのはすごくあると思うんですね。ですから、授業のことも大変大事なんですけれども、やはり命を守るという、そういう観点から日常の生活についても本当にうるさく言っても言い過ぎないほど、しっかりと学校のほうへもその辺のところの喚起を促すというか、そういうことをしっかりやっておいたほうがいいと思うんですね。大変状況を見ていますと、ただごとならぬ今の空気ですので、相当なこちらとしても思いを結集していかないといけないのではないかなというふうに思いましたものですから、一言言わせていただきました。
教 育 長	先ほど、話の中で、国のほうから何か通知がというお話ありましたけれども、令和2年4月10日付で文部科学省の初等中等教育局長名で通知が一つ出ておりまして、関連する事項がありますので、そこだけ読み上げさせていただきます。 児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、可能な限り令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置づけない補習を実施すること。そして、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること。その際、例えば時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、土曜日に授業を行うこと等が考えられることというふうな形でありますので、それに沿って対応しているところです。 では、よろしいでしょうか。 他になれば、第26号及び第27号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり、決定いたします。 次に、第28号議案、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	ご説明させていただきます。

お手元には新旧対照表A 4横版のものをお配りさせていただいているところでございますので、そちらをご覧ください。

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の新旧対照表でございます。この点につきましては、学校職員及び教育公務員の兼業または兼職にかかる手続きにつきまして定めている規程でございます。今回改正させていただくところといたしましては、右側、旧のところでお示ししてございます第2条第1項第3号及び第4号の部分になります。第3号につきましては、都立学校等に勤務する講師等の報酬等に関する条例第2条第3項に規定する日勤講師、第4号につきましては、東京都公立学校一般職、非常勤職員の任用等に関する規則、第2条に規定する一般職、非常勤職員、こちらいずれにつきましても、左側、新をご覧くださいますと、削るとしているところでございます。ご案内のとおり、令和2年度になりまして、会計年度任用職員の制度が新しく導入をされました。今回、規定させていただいております日勤講師や一般職、非常勤職員につきましては、これまでの制度で言うところのいわゆる非常勤職員、臨時職員等にあたる職でございます。こちらの職につきまして、会計年度任用職員に身分が移行されるに伴いまして、この兼業、兼職に関する取扱いにつきまして東京都のほうで新たな要綱を定めて、そちらのほうで規定するというふうになってございます。これに伴いまして、本事務取扱規程から第3号及び第4号の職員を除くということが今回の改正でございます。

なお、今回のこの東京都の事務取扱規程の改正につきましては、3月31日付で東京都から示されましたものですから、本来であれば、昨年度中にこの規程を改正して、4月1日から新たな形で行うべきものではございますけれども、規程の改正につきましては、本日提案をさせていただいているところでございます。

一方、この3号及び4号に定めている職の新たな要綱につきましては、既に4月1日付で新しく要綱を作成いたしまして、運用としてはもう始めているところでございます。新旧対照表の2ページから5ページにつきましては、文言整理を一部させていただいております。

最後、6ページにつきましては、この訓令は、令達の日から施行し、令和2年4月1日から適用するということで、効果といたしましては、さかのぼりということで、4月1日遡及適用ということでこの改正をさせていただければというところでございます。

教 育 長

ありがとうございます。

	この件につきまして、何かご質問、ご意見ありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。 よろしいでしょうか。 よろしければ、第２８号議案は原案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第３、教育関係事務報告にまいります。 初めに、新規採用教員及び期限付任用教員の採用状況の報告をお願いいたします。
指 導 室 長	私から新規採用教員及び期限付任用教員の採用状況につきまして、口頭でございますが、ご報告申し上げます。 初めに、今年度の新規採用教員及び期限付任用教員の採用状況でございしますが、新規採用教員につきましては、小学校で１２２名、中学校で５５名、合計１７７名でございします。この中で、昨年度、期限付き任用教員として任用され、今年度、正規の初任者、正規教員となったものにつきましては、１１名でございます。また、期限付き任用教育でございしますが、４月１５日現在で小学校１名、中学校７名、合計８名を任用してございまして、正規の新採と期限付き任用教員を合わせますと、今年度採用した教員につきましては、合計１８５名ということになります。昨年度との比較でございしますが、小学校は昨年度、正規の新採が１３０名でございました。先ほど申し上げましたが、今年度１２２名でございしますので、８名減となっております。中学校は昨年度正規の採用が５０名、今年度は５５名でございしますので、５名増となっております。いずれにいたしましても、合計で１８５名ということで、２００名近い教員が新たに教壇に立ってございします。安定した学校経営を行うためには、どの学校におきましても中堅教員以上が連携をして、組織的な人材育成を図っていくということが必要となってまいりますので、その点につきまして各学校に求めてまいりたいというふうに考えてございします。
教 育 長	ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	昨年度の期限付き任用教員、先生方の採用状況というのはいかがだったで

	しょうか。
指 導 室 長	昨年度の期限付き任用教員は、小学校で１１名、中学校で９名でございます。したがって、合計で２０名ということでございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。 そうすると、２０人のうち、１１人の方が採用されたというような格好になりまして、残り９人の方は行き先といいたいでしょうか、どういうふうになっていますでしょうか。
指 導 室 長	残り９名につきましては、一部は、採用選考に不合格であったというものの、あるいは採用選考そのものを受けて他県や別の職に就いたということでございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。
蓮 沼 委 員	採用教員の平均年齢的なものとか、あるいは最高齢者、年齢が撤廃されたりしているので、結構５０代の方が新採で入ったりしていますけれども、そういう方がいますか。
指 導 室 長	申し訳ございません、細かいデータを持っていませんが、５０歳を超えた新規採用者も今年度採用してございます。ただし、この者につきましては、まったくの教員経験がないものということではなく、他県等で経験があつてということのようでございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 よろしければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、教職員の人事についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会により審議をしたいと思ひます。この発議に賛成の方の挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。

	〔秘密会〕
教 育 長	次に、いじめ電話相談（令和元年度３月分）について、事務局から説明をお願いいたします。
近津教育研究所長	それでは、私からいじめ電話相談（令和元年度３月分）につきまして、ご報告申し上げます。 令和元年３月のいじめ電話相談は合計で１件でございました。学年別でございますが、中学校１年生女子の案件でございます。相談内容としては言葉によるいじめということでございます。相談者は母親ということでございました。 相談の概要でございますけれども、夏頃から部活の中でトラブルがあり、その後、部活の顧問によって解決の場を設けてもらったけれども、最終的には、それをきっかけとして言葉によるいじめが継続しているというようなご相談でございます。 本件につきましては、当該の相談者の、ぜひ教育委員会のほうへ連絡を希望するというところでございまして、私どもの指導室のほうにも連絡が入りました。学校と連絡を取り合いましたところ、校長、それから担任、部活の顧問と、また保護者で面談をするというところで日程調整を図ったんですが、今回のコロナウイルスによる一連の休校等によりまして、一度予定がキャンセルになってございます。今後、改めてスケジュールを取り直しまして、また丁寧に相談を受けまして、学校として対応していくということでございます。
教 育 長	ありがとうございます。 ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
教育研究所長	失礼いたしました。合わせまして、もう一枚、令和元年度の合計の資料をお配りしてございます。令和元年度１年間の合計で２４件のいじめ電話相談がございました。 この２４件でございますけれども、過去の記録と比較いたしますと、３０年度が２０件、２９年度が１６件、２８年度が１５件ということで、ここ数年の中では一番多い数字となっております。いじめ電話相談の件数が増えたということのみをもって判断するのは難しいかと思いますが、保護者等か

教 育 長	らの声を丁寧に取り上げていきながら、学校とも連携をして丁寧に対応してまいりたいというふうに考えてございます。 ご意見、ご質問ありましたら、どうぞお願いします。 よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	なければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和２年第７回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午前１１時０６分